

## 産後ケアの自己負担割合を変更

市では、出産後のお母さんの不安や負担を軽減するため、産後ケアを行っています。母親と生後4カ月までの子どもを対象に、乳房ケア、健康管理、育児方法の指導・相談などを行います。

4月から、利用者の自己負担割合などを変更します。

		訪問型	施設型（宿泊）
サービス利用の上限金額		12,000円/回	30,000円/回 〔25,000円/回〕
利用者自己負担割合	課税世帯	サービス利用金額の2割〔3割〕	
	非課税世帯	サービス利用金額の1割	サービス利用金額の1割（上限額2,500円/日）〔上限なし〕
	生活保護世帯	無料	300円/日

\*〔 〕は変更前

☎母子健康包括支援センター（保健福祉センター健康課内）

中央 ☎221-5616 花見川 ☎275-2031 稲毛 ☎284-8130

若葉 ☎233-6507 緑 ☎292-8165 美浜 ☎270-2880

健康支援課 ☎238-9925 ㊟238-9946

## ひとり親家庭などの医療費助成制度を変更

4月から、ひとり親家庭（母子・父子家庭）などの医療費助成にかかる所得制限の適用期間を変更します。これに伴い、助成資格証明書の有効期間も変わります。

変更点

	所得制限の適用期間	助成資格証明書の有効期間
変更前	8月～翌年 7月	資格対象日～ 7月31日
変更後	11月～翌年10月	資格対象日～10月31日

経過措置

- 有効期間が2019年7月31日(木)までの助成資格証明書の交付を受けている方は、手続きを行うことなく、期間が2019年10月31日(木)までに延長されます。
- 2019年8～10月分の助成を申請する場合、2019年4月1日(月)以前に資格要件を満たしていた方は、2017年または2018年分所得のうち有利な方で審査を行います。

☎こども家庭支援課 ☎245-5179 ㊟245-5631

## 家具転倒防止金具取付費用の助成対象者を拡大

地震発生時に室内での被害を防ぎ安全な避難経路を確保するため、転倒防止金具の取り付け費用などの一部を助成しています。


4月から、重度の精神障害・知的障害の方も対象となります。

**対象** 世帯の20歳以上の方全員が次のいずれかに該当し、自ら転倒防止金具を取り付けられない方

- ・65歳以上
- ・身体障害者手帳1・2級
- ・精神障害者保健福祉手帳1級
- ・療育手帳㊟～Aの2

**助成額** 出張料上限額＝1回5,000円。取付費用上限額＝家具1台あたり500円（5台まで。金具代は自己負担）

**注意事項** 助成決定前に取り付けを行った場合、助成できません。

申請方法など詳しくは、[千葉市 家具転倒防止](#) 

☎保健福祉センター高齢障害支援課

中央 ☎221-2150 ㊟221-2602 花見川 ☎275-6425 ㊟275-6317

稲毛 ☎284-6141 ㊟284-6193 若葉 ☎233-8558 ㊟233-8251

緑 ☎292-8138 ㊟292-8276 美浜 ☎270-3505 ㊟270-3281

## 障害者へ福祉手当を支給しています

障害のある方やその保護者に各種福祉手当を支給しています。支給を受けるには、申請が必要です。

申請方法など詳しくは、お住まいの区の保健福祉センター高齢障害支援課へお問い合わせください。

**特別児童扶養手当**

**対象** 次のいずれかに該当する20歳未満の方（施設入所者、障害年金受給者を除く）の保護者

- ・身体障害1～3級、4級の一部（内部障害の場合は所定の診断書により判定）
- ・知的障害㊟～おおむねBの1
- ・精神障害児（知的障害と同程度）

**月額** 1級52,200円、2級34,770円

**障害児福祉手当**

**対象** 20歳未満で、重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする方（施設入所者、障害年金・市福祉手当受給者を除く）

**月額** 14,790円

**特別障害者手当**

**対象** 20歳以上で、重度の障害が重複し、日常生活において常時特別の介護を必要とする方（施設入所者、3カ月を超え入院している方、市福祉手当・経過的福祉手当受給者を除く）

**月額** 27,200円

**市福祉手当**

**対象** 次のいずれかに該当する方（20歳未満の方はその保護者）

- ・身体障害1級（20歳未満の方は1・2級）
- ・身体障害2～6級（20歳未満の方は3～6級）で、おおむね6カ月以上ねたきりの方
- ・知的障害㊟～おおむねBの1
- ・精神障害1級

ただし、65歳以上で新たに該当した方、施設入所者、3カ月を超え入院している方、特別障害者手当・経過的福祉手当受給者、障害児福祉手当受給者の保護者を除きます。

**月額** 20歳以上5,000円、20歳未満7,000円

ただし、次の要件のうち2つ以上に該当する場合10,500円

- ・身体障害1・2級
- ・知的障害㊟～Aの2
- ・精神障害1級

市福祉手当以外の手当を受給している場合は、所得制限があり、現況の届け出が必要です。詳しくは、8月上旬に郵送する通知をご覧ください。

☎保健福祉センター高齢障害支援課

中央 ☎221-2152 花見川 ☎275-6462 稲毛 ☎284-6140

若葉 ☎233-8154 緑 ☎292-8150 美浜 ☎270-3154

障害者自立支援課 ☎245-5173 ㊟245-5549

## はり、きゅう、マッサージ施設利用券

65歳以上の市民で、2017年（7月以降の申請は2018年）の所得が200万円未満の方を対象に、施術費用（保険診療での施術は対象外）の一部（800円）を助成する利用券を年間10枚交付します。

**申請に必要なもの**

- ・申請者の本人確認ができるもの（保険証など）
- ・委任状（利用者の同居親族以外の方が申請する場合）

\*2018年1月2日以降に千葉市に転入した方など、利用者の所得が市で確認できない場合は、所得が分かる書類（課税証明書など）も必要です。

**申請方法** 申請書類を持参の上、区役所市民総合窓口課または市民センターへ。利用券は即日交付（市民センターで申請した場合は後日郵送）。

☎区役所市民総合窓口課

中央 ☎221-2133 ㊟221-2680 花見川 ☎275-6278 ㊟275-6371

稲毛 ☎284-6121 ㊟284-6190 若葉 ☎233-8133 ㊟233-8164

緑 ☎292-8121 ㊟292-8160 美浜 ☎270-3133 ㊟270-3193